

新潟県条例第51号

新潟県立生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例

新潟県立生涯学習推進センター条例（平成4年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分	使 用 料			区 分	使 用 料		
	午前9時30分 から午後 零時30分ま で	午後1時か ら午後5時 まで	(略)		午前9時30分 から午後 零時30分ま で	午後1時か ら午後5時 まで	(略)
(略)				(略)			
大研修室	2,500円	3,500円	(略)	大研修室	2,400円	3,400円	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。